

市費によるPCR検査の実施についてのお知らせ

令和3年5月

【事業の概要】

四條畷市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市内学校園のクラス、クラブ、ふれあい教室、合同保育等の単位内で、複数の感染者または感染者に加えて濃厚接触者が特定された場合に、保健所による検査の対象外になった接触者のうち、検査を希望する人に、市費(保護者の負担なし)でPCR検査を実施します。

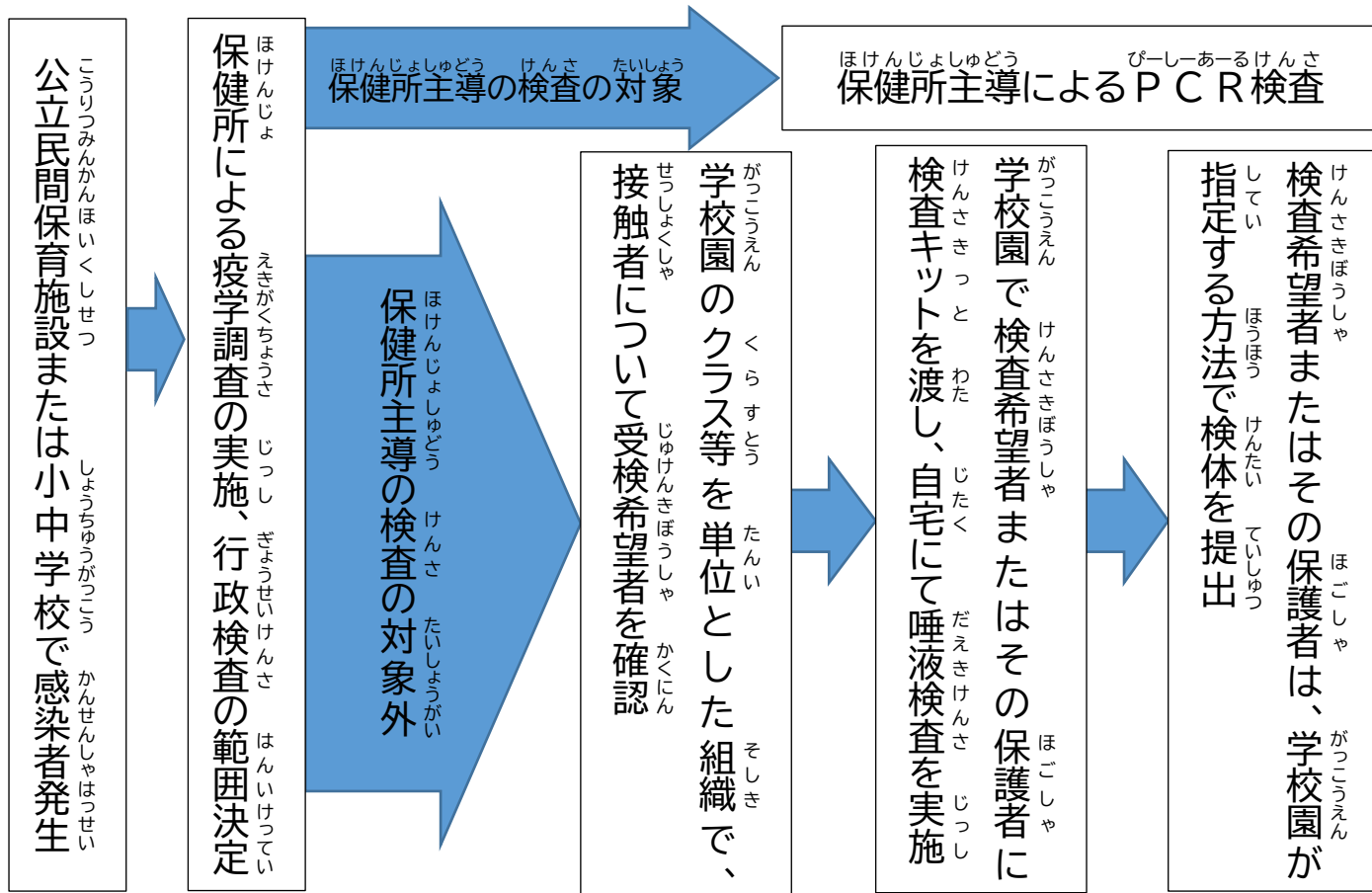
【事業の内容等】

①検査対象施設	公立民間保育施設(18施設)、市立小中学校(9施設)
②検査対象者	令和3年度において、検査対象施設のクラス、クラブ、ふれあい教室、合同保育等の単位内で、大阪府の行政検査(スクリーニング含む)の対象とならなかった接触者のうち、児童生徒、教職員でPCR検査を希望する者が対象となります。
③検査費用	無料で受検することができます。
④検査実施要件	<ul style="list-style-type: none">検査時に発熱等の感染症の症状がないこと保健所等から感染者または濃厚接触者に認定されていないこと検査に関し必要な事項に同意すること検査結果が陽性の場合、検査実施医療機関にて確定診断を本人負担で受診すること
⑤注意事項	<ul style="list-style-type: none">検査は、一定数の偽陽性(感染していないが陽性と判定されること)がありえるとされています。検査で陽性となった場合は、感染者として措置入院等が行われることとなりますので、ご了承のうえ、受検してください。



※本PCR検査事業の申込み等の詳細は、検査対象者に別途ご案内いたします。

【検査の流れ】



※0～2歳児は唾液の採取が難しいため、各自で指定医療機関において、直接、鼻咽頭検査を受検いただくかたちとなります。(3～5歳児で鼻咽頭検査の希望者も含む。)



【検査後について】

①学校園から指定医療機関へ検体を提出します。

②検査結果は、受検者またはその保護者に指定医療機関から以下の内容で連絡があります。

陽性の場合

電話連絡があり、感染の確定診断の受診を案内されます。

⇒同病院にて本人負担(受検者の健康保険を適用)で、確定診断の受診

⇒感染が確定した場合、同病院から保健所に届け出があり、疫学調査の開始

陰性の場合

郵送(予定)にて連絡

【お問合せ先】 四條 畷市役所 子ども政策課(保育施設)、教育委員会学校教育課(小中学校)

072-877-2121または0743-71-0330